一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ　氏名又は名称　中部環境ソリューション合同会社
ロ　住所　愛知県名古屋市港区大江町三番地二
ハ　代表者の氏名　職務執行者　長浦　和明
二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所
愛知県知多郡武豊町字竜宮一番一及び六番
三　無害化処理の用に供する施設の種類
ポリ塩化ビフェニル汚染物の洗浄施設
四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
五　申請年月日
平成二十六年十月六日
六　縦覧場所
イ　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
ロ　環境省中部地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
ハ　愛知県環境部資源循環推進課
ニ　愛知県尾張県民事務所知多県民センター環境保全課
ホ　武豊町厚生部環境課

○防衛省告示第二百十八号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年十一月十三日

防衛大臣　江渡　聡徳

期間　平成二十六年十一月二十日から平成二十七年一月十四日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度五九分五一秒
(イ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(キ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(ク)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒
(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他

一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十九号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年十一月十三日

防衛大臣　江渡　聡徳

期間　平成二十六年十一月二十日から平成二十七年一月十四日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　五島列島南方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒
(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

その他

一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年十一月十三日

防衛大臣　江渡　聡徳

期間　平成二十六年十一月二十日から平成二十七年一月十四日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒
(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒
(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒
(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十一号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年十一月十三日

防衛大臣　江渡　聡徳

期間　平成二十六年十一月二十日から平成二十七年一月十四日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度五九分五一秒
(イ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(キ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(ク)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒
(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十二号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年十一月十三日

防衛大臣　江渡　聡徳

期間　平成二十六年十一月二十日から平成二十七年一月十四日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を同点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二六度〇五分二六秒　東経一二七度〇四分五九秒
(イ)　北緯二六度四二分五九秒　東経一二六度三九分〇五秒
(ウ)　北緯二七度〇四分四五秒　東経一二五度五六分五三秒